

結核は過去の病気ではありません。結核は宮崎県で**発生届の多い**感染症です。
医療現場で、介護現場で、結核患者に遭遇する機会は決して少なくありません！



結核の早期発見・早期診断にご協力をお願いいたします。

- 本県では、**受診から(結核の)診断までに1か月以上**かかる患者の割合が**14%**となっています。
- 本県では、年間**約100人**の結核患者の発生届出があり、このうち**70~80%**は**高齢者**です。

●こんな症状には要注意です！

- 2週間以上続く咳・微熱
- 痰・血痰 体重減少
- 全身倦怠感・息切れ
- 食欲低下 寝汗 etc...



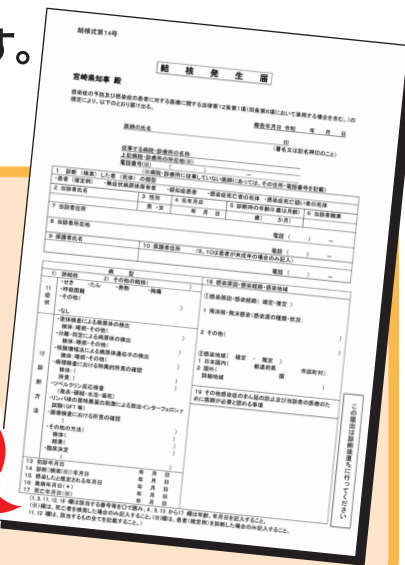
※必ずしも上記の症状が出るとは限りません。

●結核と診断したら…

直ちに最寄りの保健所へ届出をお願いいたします！

- ①~⑤は全て届出対象です。
- ①結核患者(確定例)
- ②無症状病原体保有者(潜在性結核感染症)
- ③疑似症患者
- ④感染症死亡者の死体
- ⑤感染症死亡疑い者の死体

届出の詳細については、届出基準をご確認ください。



●結核発病のハイリスク者

- 高齢者 人工透析患者
- 糖尿病患者 免疫抑制剤使用者
- 生物学的製剤使用者
- 胃潰瘍、胃の手術歴のある者
- エイズ患者等免疫の弱い者
- 結核高まん延国から来た者
- 結核既往歴がある者
- 結核患者との接触歴がある者 喫煙者

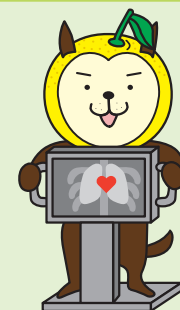


●特に高齢者は、自覚症状がない場合もあります。

早期発見のために、年に1回、結核の定期的健康診断(レントゲン等)を受けることが大切です。

- ・65歳以上の方が受診される際には、年に1回市町村で実施している結核の定期的健康診断を受けるよう、働きかけをお願いいたします。
- ・特別養護老人ホーム等(※)の長は、65歳以上の入所者に年に1回、結核の定期的健康診断を実施する責務があります。

※社会福祉法第2条第2項第1号、第3~6号に規定された施設



結核は感染症法で2類感染症に規定されています。

届け出は、医療機関を管轄する保健所に**診断当日、直ちに**お願いします。
 (保健所の開所時間外であっても、ご連絡ください。)

宮崎県内の保健所一覧

保健所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	管轄市郡名	管轄区町村名
宮崎市保健所	880-0879	宮崎市宮崎駅東1-6-2	0985-29-5286	0985-29-5208	宮崎市	
中央保健所	880-0032	宮崎市霧島1-1-2	0985-28-2111	0985-23-9613	東諸県郡	国富町
					東諸県郡	綾町
日南保健所	889-2536	日南市吾田西1-5-10	0987-23-3141	0987-23-3014	日南市	
					串間市	
都城保健所	885-0012	都城市上川東3-14-3	0986-23-4504	0986-23-0551	都城市	
					北諸県郡	三股町
小林保健所	886-0003	小林市堤3020-13	0984-23-3118	0984-23-3119	小林市	
					えびの市	
高鍋保健所	884-0004	児湯郡高鍋町大字蚊口浦 5120-1	0983-22-1330	0983-23-5139	西諸県郡	高原町
					西都市	
					児湯郡	高鍋町
					児湯郡	新富町
					児湯郡	西米良村
					児湯郡	木城町
日向保健所	883-0041	日向市北町2-16	0982-52-5101	0982-52-5104	児湯郡	川南町
					児湯郡	都農町
					日向市	
					東白杵郡	門川町
					東白杵郡	諸塚村
延岡保健所	882-0803	延岡市大貫町1-2840	0982-33-5373	0982-33-5375	東白杵郡	椎葉村
					東白杵郡	美郷町
高千穂保健所	882-1101	西白杵郡高千穂町大字三田井 1086-1	0982-72-2168	0982-72-4786	延岡市	
					西白杵郡	高千穂町
					西白杵郡	日之影町
					西白杵郡	五ヶ瀬町

直ちに届出が必要なのは、
3つの理由があります。

患者さんの早期治療につながります。
 また、保健所が早期介入することで、
 発生から治療終了まで
 医療機関・行政・関係機関が連携しながら
 服薬確認等を行い、確実な内服治療を支援します。

疫学調査を行い、必要に応じて
 接触のあった方の健康診断を行う等、
 結核のまん延を防止します。

公費負担により患者さんの治療を支援します。
 (入院費及び通院費の公費負担については、
 医師の届出以降に適用となります。)

初めに診断した医師が
 届け出てください。
 ※転院する場合も含みます。

感染症法第12条の規定に基づく
 届出であり、個人情報保護法には
 抵触しません。